

平成20年度
地域密着型サービス事業者の追加募集（第2次募集）について
 = 地域密着型介護老人福祉施設 =

名古屋市では、「地域密着型介護老人福祉施設」の**追加募集（第2次募集）**を開始いたしました。

【募集の概要】

区分	地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特養)
募集数	854人分 「はつらつ長寿プラン2006」における、平成26年度までの整備計画数の残数
1事業所当たりの定員	定員29人以下 ユニット型(全室個室・ユニットケア)
応募対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 協議書提出時まで、社会福祉法人設立に必要な条件が整えられる予定の方を含みます。 ・医療法第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会
募集する圏域	全区 ただし、第1次募集時に応募されている計画地の行政区と重複する計画の場合で、応募者多数などにより選考が必要なときは、第1次募集に応募されている計画を優先いたします。
募集する計画期間	平成21年度から平成22年度の2か年 計画期間中に施設が完成できることを条件とします。
受付期限	平成20年9月30日 上記期日までに最終確定した「整備協議書」の提出が条件となります。

<参考> 募集に係る事務の流れ(予定)

9月30日	整備協議書の提出期限
10月～	書類審査・ヒアリング
平成21年1月～	法人設立事前審査 新設法人のみ
	国交付金申請
	国交付金内示
3月	名古屋市予算議決
4月～	法人設立 新設法人のみ
	定款変更認可申請
	施設整備・開設準備
	施設完成
	事業者指定申請書類の提出
	事業者指定

【整備協議書の提出】

応募に関しましては、「整備協議書」の提出が必要です。

「整備協議書」の提出書類様式につきましては、名古屋市役所本庁舎 2 階 健康福祉局介護指導課にて、記入方法等をご説明しお渡しいたします。

なお、来庁に際しましては、必ず事前相談の予約のご連絡をください。ご連絡を頂いていない場合、相談をお受けできない場合があります。

「整備協議書」は資金計画や法人調書、建築図面等多岐に渡っておりますので、作成等には十分な期間が必要です。

【お問合せ・ご相談は】

お問合せ・ご相談は次までお願いします。

なお、ご来庁の際は、必ず事前相談の予約のご連絡をください。ご連絡をいただいていない場合は、相談を受け付けできない場合があります。

名古屋市健康福祉局介護指導課指定指導係

電話 052(972)2539

FAX 052(972)4147

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(市役所本庁舎2階)